行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

要綱

第一 既に電子情報処理組織による手続等を行っている法律との適用関係に係る規定整備

既に電子情報処理組織による手続等について法律上の規定整備を行っている法律と行政手続等におけ

る情報 通信 の技術の利用に関する法律(以下「情報通信技術利用法」という。 )との適用関係 の整理に

ついて、所要の規定を整備するものとすること。

第二 主務省令に係る規定整備

情報 通 信技術利用法に規定する主務省令とは異なる委任の取扱いが必要な場合について、 所要の規定

を整備するものとすること。

第三 手数料の納付方法に係る規定整備

法律 の規定により印 紙による納付を義務付け ている手続の手数料納付に関 U ζ 電子情報処理組織を

使用して手続を行う場合の納付の特例について、 所要の規定を整備するものとすること。

第四 手続の簡素化に係る規定整備

手続の簡素化を行う場合について、 所要の規定を整備するものとすること。

第五 歳入又は歳出の電子化等に係る規定整備

歳入又は歳出の電子化等に係るものについて、所要の規定を整備するものとすること。

第六 国税及び地方税関係

電子情報処理組織を使用して納税を行う場合について、 所要の規定を整備するものとすること。

第七 その他

その他関係規定の所要の整備等を行うものとすること。

第八 附則

この法律の規定は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日から施行する

ものとすること。ただし、一部の規定については所定の日から施行するものとすること。

二 所要の経過措置等を規定するものとすること。